

令和8年度 歳末たすけあい見舞金の申請について

毎年12月1日から全国一斉に展開される「歳末たすけあい運動」により市民のみなさまから寄せられたあたたかい募金の一部を、支援を必要とする世帯のみなさまに「見舞金」としてお届けしております。

希望される方は、下記の基準を確認し、別紙申請書に必要事項を記入の上、担当民生委員または長井市社会福祉協議会へ提出してください。

令和8年度 歳末たすけあい見舞金事業実施要項

対象世帯

次の(1)～(3)のすべてに該当し、(4)のいずれかに該当する世帯が対象

- (1)長井市内に居住し、給付時に施設に入所又は市外に転出していないこと
- (2)世帯全員が住民税非課税世帯であること、又は配分申請時においてこれと同程度と認められること
- (3)生活保護費を受給していないこと
- (4)次の①～⑥のいずれかに該当すること
 - ①70歳以上の方のみの世帯
 - ②小学生又は中学生の子どもがおり、長井市就学援助制度を受けている世帯（準要保護世帯）
 - ③ひとり親世帯で令和8年4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯（②を除く）
 - ④身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている障がい児・者のいる世帯
 - ⑤失業、廃業、休業等により著しく生活に困窮している世帯
 - ⑥その他（民生委員・児童委員が特に必要と思われる世帯）

※対象条件(4)⑤及び⑥に該当する場合は具体的内容を記載すること

申請方法

① 提出書類 「歳末たすけあい見舞金申請書」（別紙様式）

申請書に必要事項を記入し、提出してください。（申請書裏面記入例を参考にして下さい）

なお、申請にあたり行政に個人情報の照会を行うこと及び担当民生委員児童委員（不在地区は地区長）に個人情報を提供することについて同意（申請書に署名）をお願いします。

※用紙は長井市社会福祉協議会又は民生委員児童委員で配布

当会ホームページよりダウンロードもできます（<https://nagai-shakyo.jp>）

② 提出先

お住まいの担当地区の民生委員 又は 長井市社会福祉協議会 へ提出

申請期間

11/25(水)まで（土日祝日除く）

8時30分～17時15分

ただし、月曜日のみ長井市社会福祉協議会で18時まで受付

支給方法

決定の場合、お住まいの地区の民生委員を通じて、12月末～1月初めに「決定通知書」及び「見舞金」をお届けします。民生委員不在地区については、地区長又は社協事務局よりお届けします。
不支給決定の場合は郵送にて送付いたします。

その他

- ・見舞金額は募金実績額と贈呈世帯数により決定いたします。（支給目安金額は1世帯5000～10000円）
- ・申請書に記載された個人情報及び行政から取得した個人情報は本事業の目的以外には使用いたしません。

【申請・お問合せ先】

〒993-0011 長井市館町北6-19（長井市老人福祉センター内）
社会福祉法人 長井市社会福祉協議会
電話 0238-88-3711